

## 建設・解体工事を行われる皆さまへ

### — 騒音・振動の被害を未然に防ぐには —

建設・解体工事は、その特性上、短期間であることが多く、選択できる工法等にも限りがあるため、実施可能な対策には限界がありますが、非常に大きな騒音や振動がしているため、工事関係者の騒音・振動防止に向けた取組が必要不可欠な状況です。

また、建設・解体工事による騒音・振動から生活環境を保全するために、騒音規制法及び振動規制法で特定建設作業が定められていますが、それ以外のもの（ニブラ等の圧砕機、作業員の資材の投げ落としなど）が多くを占めており、これらへの配慮も含めて工事全体において、より積極的な環境保全に向けた取組が求められています。

そのため、建設・解体工事の実施にあたっては、騒音・振動苦情を未然に防止する観点から、別紙チェックリストを留意のうえ、周辺的生活環境に十分配慮した工事を実施して下さい。

### 騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業（概要）

- ・ 特定建設作業は、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音若しくは振動を発生する作業として、騒音規制法及び振動規制法により定められた作業のことです。  
（（例：バイブロハンマ、ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、一部のバックホウなど）
- ・ 規制基準が定められており、基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、改善勧告又は改善命令の対象となります。

豊前市役所 生活環境課 環境対策係

TEL 82-8018